

議決事項第7号

奈良県立奈良商工高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立奈良商工高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が奈良県立奈良商工高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をする事を通じて、教職員とともに学校が目指す「地域社会に貢献できるものづくりとビジネスのスペシャリストの養成」の取組を推進するため。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 3名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 3名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 2名

以上 10名

奈良県立奈良商工高等学校 学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立奈良商工高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、生徒によりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が奈良県立奈良商工高等学校（以下「学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、教職員とともに学校が目指す「地域社会に貢献できるものづくりとビジネスのスペシャリストの養成」を目的として取組を進める。

（基本的な方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について承認を行うものとする。

- （1）学校の教育課程の編成に関する事
- （2）学校の経営計画に関する事
- （3）学校の組織編制に関する事
- （4）学校の予算執行に関する事
- （5）その他、校長が必要と認める事項

（意見の申し出）

第4条 協議会は、本校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

（組織）

第5条 奈良県立奈良商工高等学校長（以下「校長」という。）は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- （1）保護者
- （2）地域住民
- （3）学校の運営に資する活動を行う者
- （4）対象学校の校長
- （5）対象学校の教職員
- （6）学識経験者
- （7）関係行政機関の職員
- （8）その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

（部会）又は（委員会）

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、部会を置くことができる。

（会議の公開）

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

（委員以外の出席）

第10条 校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（生徒の意見反映）

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校の運営に反映させるように努める。

（守秘義務等）

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、本校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、本校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立国際高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立国際高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

グローバルな視点でものごとを捉え、国際社会の平和と発展に貢献する資質・能力をもった生徒を育成するため、保護者や地域住民等が、奈良県立国際高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をする事を通じて、奈良県におけるグローバル教育のセンター的機能をもった学校づくりを推進する。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 2名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 1名

以上 6名

奈良県立国際高等学校 学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立国際高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、グローバルな視点でものごとを捉え、国際社会の平和と発展に貢献する資質・能力をもった生徒を育成するため、保護者や地域住民、学校の運営に資する活動を行う者等が、奈良県立国際高等学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をするを通じた、奈良県におけるグローバル教育のセンター的機能をもった学校づくりを推進することを目的とする。

（基本方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- （1）教育課程の編成に関する事
- （2）学校経営計画に関する事
- （3）組織編制に関する事
- （4）予算執行に関する事
- （5）学校と国内や海外の諸機関との連携に関する事
- （6）その他、対象学校の校長（以下「校長」という。）が必要と認める事項

（意見の申し出）

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

（組織）

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を、奈良県教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- （1）保護者
- （2）地域住民
- （3）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第二項第三号に規定する学校の運営に資する活動を行う者
- （4）対象学校の校長
- （5）対象学校の教職員
- （6）学識経験者
- （7）関係行政機関の職員
- （8）その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会を設置することができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は、定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるよう務める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附 則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立奈良高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立奈良高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が奈良県立奈良高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協議をすることを通じて、学校において生徒の「自主創造」の学びを基盤としてよりよい未来に貢献していくグローバル人材の育成を目指した学校づくりを進めるため。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 3名
- ・対象学校の校長 1名
- ・対象学校の教職員 1名
- ・学識経験者 1名
- ・関係行政機関の職員 1名

以上 9名

奈良県立奈良高等学校 学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立奈良高等学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立奈良高等学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協議をすることを通じて、対象学校において生徒の「自主創造」の学びを基盤としてよりよい未来に貢献していくグローバル人材の育成を目指した学校づくりを進めることを目的として設置する。

（基本的な方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について承認を行うものとする。

- （1）教育課程の編成に関する事
- （2）経営計画に関する事
- （3）組織編制に関する事
- （4）予算執行に関する事
- （5）学校と地域の連携・協働に関する事
- （6）その他、校長が必要と認める事項

（意見の申し出）

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

（組織）

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- （1）保護者
- （2）地域住民
- （3）学校の運営に資する活動を行う者
- （4）対象学校の校長
- （5）対象学校の教職員
- （6）学識経験者
- （7）関係行政機関の職員
- （8）その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

（部会）又は（委員会）

第8条 協議会は、必要に応じて部会又は委員会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附 則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立橿原高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立橿原高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が奈良県立橿原高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、学校教育活動の継続的な改善と充実を促し、個々の生徒が自らの有用性を自覚し、その個性や能力を最大限に伸ばしながら、主体的に社会と協働する力と豊かな人間性を育むため。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 2名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 1名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 1名

以上 6名

奈良県立橿原高等学校学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立橿原高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、生徒によりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立橿原高等学校（以下「学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、学校教育活動の継続的な改善と充実に促し、個々の生徒が自らの有用性を自覚し、その個性や能力を最大限に伸ばしながら、主体的に社会と協働する力と豊かな人間性を育むことを目的として設置する。

（基本的な方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- （1）教育課程の編成に関する事
- （2）学校経営計画に関する事
- （3）組織編成に関する事
- （4）予算執行に関する事
- （5）その他、対象学校の校長が必要と認める事項

（意見の申し出）

第4条 協議会は、本校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

（組織）

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- （1）保護者
- （2）地域住民
- （3）学校の運営に資する活動を行う者
- （4）対象学校の校長
- （5）対象学校の教職員
- （6）学識経験者
- （7）関係行政機関の職員
- （8）その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第6条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

（部会）

第8条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

（会議の公開）

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 校長は、必要とあると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、本校の運営状況について評価を行うものとする

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、本校の運営および当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

2 事務局は教頭、事務長、総務部長、総務副部長、その他校長が任命した職員で構成するものとする

(その他)

第16条 その他必要な事項については、その都度協議する。

附則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立畝傍高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立畝傍高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が奈良県立畝傍高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、教職員とともに、「知・徳・体の調和がとれ、自律的・創造的でグローバルな視野をもった、次代を切り拓く人材の育成」を目指し、地域と共にある学校づくりを進めるため。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 2名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 3名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 2名
- ・関係行政機関の職員 1名

以上 10名

奈良県立畝傍高等学校 学校運営協議会会則 (案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立畝傍高等学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、生徒によりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立畝傍高等学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をするを通じて、教職員とともに、「知・徳・体の調和がとれ、自律的・創造的でグローバルな視野をもった、次代を切り拓く人材の育成」を目指し、地域と共にある学校づくりを進めることを目的として設置する。

(基本的な方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 経営計画に関する事
- (3) 組織編制に関する事
- (4) 予算執行に関する事
- (5) その他、対象学校の校長が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 対象学校の校長は、次に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十五人以上で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めるものとする。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 校長
- (5) 学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

- 2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会を設置することができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は、定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映されるように努める。

(守秘義務)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援についての協議の結果を、積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立商業高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立商業高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

生徒が社会の将来を担う人材として成長し、地域社会の発展に貢献するため、保護者や地域住民等が奈良県立商業高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力を行うことを通じて、キャリア教育をより一層推進する。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 3名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 2名

以上 8名

奈良県立商業高等学校 学校運営協議会会則 (案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立商業高等学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、生徒が社会の将来を担う人材として成長し、地域社会の発展に貢献するため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立商業高等学校(以下「対象学校」という。)の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をするを通じて、キャリア教育をより一層推進することを目的として設置する。

(基本方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について承認を行うものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編制に関する事
- (4) 予算執行に関する事
- (5) 学校と地域の連携・協働に関する事
- (6) その他第2条の目的を達成するために、対象学校の校長が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

(組織)

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校長
- (5) 学校の教職員
- (6) 有識者(学識経験者、教育委員会関係者、地域の中学校長等)
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第8条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は、定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、その都度協議する。

附則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立桜井高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立桜井高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

生徒の安心安全を図りながらよりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が奈良県立桜井高等学校の運営に参画することを通じて、保護者や地域の要望や意見を学校運営に反映させ、教職員とともに地域の期待に応える学校づくりを進める。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 1名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 1名

以上 5名

奈良県立桜井高等学校 学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立桜井高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、生徒の安心安全を図りながらよりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が奈良県立桜井高等学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画することを通じて、保護者や地域の要望や意見を学校運営に反映させ、教職員とともに地域の期待に応える学校づくりを進めることを目的として設置する。

（基本的な方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- （1）教育課程の編成に関する事
- （2）学校経営計画に関する事
- （3）組織編制に関する事
- （4）予算執行に関する事
- （5）その他、対象学校の校長が必要と認める事項

（意見の申し出）

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

（組織）

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- （1）保護者
- （2）地域住民
- （3）学校の運営に資する活動を行う者
- （4）対象学校の校長
- （5）対象学校の教職員
- （6）学識経験者
- （7）関係行政機関の職員
- （8）その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

（部会）又は（委員会）

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会又は委員会を置くことができる。

（会議の公開）

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附 則★

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立御所実業高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立御所実業高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

生徒によりよい教育を提供し、生徒の健全育成を図るため、保護者や地域住民等が奈良県立御所実業高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をする事を通じて、開かれた学校づくりを推進する。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 3名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 1名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 1名
- ・関係行政機関の職員 1名

以上 8名

奈良県立御所実業高等学校 学校運営協議会会則 (案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立御所実業高等学校学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、生徒によりよい教育を提供し、生徒の健全育成を図るため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立御所実業高等学校(以下「対象学校」という。)の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をするを通じ、開かれた学校づくりを推進することを目的として設置する。

(基本的な方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編制に関する事
- (4) 予算執行に関する事
- (5) その他、対象学校の校長が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)又は(委員会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて、部会又は委員会を設置することができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立青翔中学校高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立青翔中学校高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が奈良県立青翔中学校高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、中高一貫6年間を通じた理数教育をより一層推進するため。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 2名
- ・地域住民 2名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 2名
- ・対象学校の校長 1名

以上 7名

奈良県立青翔中学校高等学校 学校運営協議会会則(案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立青翔中学校高等学校学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、生徒によりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立青翔中学校高等学校(以下「対象学校」という。)の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、中高一貫6年間を通した理数教育をより一層推進することを目的として設置する。

(基本的な方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編成に関する事
- (4) 予算執行に関する事
- (5) その他、対象学校の校長が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

(組織)

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)又は(委員会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会を設置することができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

付則 この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立生駒高等学校 学校運営協議会の設置について (案)

1 設置する学校

奈良県立生駒高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が奈良県立生駒高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進め、生徒一人ひとりが「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性を育み、自立した社会人に成長できるようにするため。

4 学校運営協議会会則案 (別紙)

5 委員を委嘱、任命する者 (予定)

- ・保護者 1名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 3名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 3名
- ・関係行政機関の職員 1名

以上 10名

奈良県立生駒高等学校 学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立生駒高等学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、生徒によりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立生駒高等学校「以下「対象学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をする事を通じて、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進めることにより、生徒一人ひとりが、「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性を育み、自立した社会人に成長することを目的として設置する。

（基本的な方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- （1）教育課程の編成に関する事
- （2）学校経営計画に関する事
- （3）組織編制に関する事
- （4）予算執行に関する事
- （5）その他、対象学校の校長が必要と認める事項

（意見の申し出）

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べる事ができる。

（組織）

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- （1）保護者
- （2）地域住民
- （3）学校の運営に資する活動を行う者
- （4）対象学校の校長
- （5）対象学校の教職員
- （6）学識経験者
- （7）関係行政機関の職員
- （8）その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、部会を設置することができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立奈良北高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立奈良北高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

生徒が科学技術の振興や社会の発展、国際社会に貢献できる人材として成長するため、保護者や地域住民等が奈良県立奈良北高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進める。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 2名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 4名
- ・関係行政機関の職員 1名

以上 10名

奈良県立奈良北高等学校 学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立奈良北高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、生徒が科学技術の振興や社会の発展、国際社会に貢献できる人材として成長するため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立奈良北高等学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をするを通じて、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進めることを目的として設置する。

（基本的な方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編成に関する事
- (4) 予算執行に関する事
- (5) 学校と地域の連携・協働に関する事
- (6) その他、対象学校の校長が必要と認める事項

（意見の申し出）

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

（組織）

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者の内から適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

（部会）

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、以下の部会を設置する。

- (1) 学び推進部会
- (2) キャリア教育推進部会
- (3) 地域連携推進部会

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要であると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒に意見の反映)

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附 則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立香芝高等学校 学校運営協議会の設置について (案)

1 設置する学校

奈良県立香芝高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が奈良県立香芝高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進め、生徒が「行きたい」、保護者が「行かせたい」、そして地域から信頼される学校づくりを推進し生徒によりよい教育を提供するため。

4 学校運営協議会会則案 (別紙)

5 委員を委嘱、任命する者 (予定)

- ・保護者 1名
- ・地域住民 2名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 1名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 2名
- ・関係行政機関の職員 2名

以上 9名

奈良県立香芝高等学校 学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立香芝高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、生徒・保護者及び地域のニーズを踏まえ、生徒が「行きたい」、保護者が「行かせたい」、そして地域から信頼される学校づくりを推進し生徒によりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立香芝高等学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進めることを目的として設置する。

（基本的な方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- （1）教育課程の編成に関する事
- （2）経営計画に関する事
- （3）組織編制に関する事
- （4）予算執行に関する事
- （5）その他、対象学校の校長が必要と認める事項

（意見の申し出）

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

（組織）

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- （1）保護者
- （2）地域住民
- （3）学校の運営に資する活動を行う者
- （4）対象学校の校長
- （5）対象学校の教職員
- （6）学識経験者
- （7）関係行政機関の職員
- （8）その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第8条 協議会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は、定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附則

この会則は令和4年7月1日から施行する。

奈良県立宇陀高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立宇陀高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が奈良県立宇陀高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、教職員とともに、いのちを大切にする心と未来を切り拓く力を育み、自信と誇りをもって地域に貢献する生徒を育成するため。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 4名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 1名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 2名
- ・関係行政機関の職員 1名

以上 10名

奈良県立宇陀高等学校 学校運営協議会会則 (案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立宇陀高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立宇陀高等学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をするを通じて、教職員とともに、いのちを大切にする心と未来を切り拓く力を育み、自信と誇りをもって地域に貢献する生徒を育成することを目的として設置する。

(基本的な方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編制に関する事
- (4) 予算執行に関する事
- (5) 対象学校と地域の連携・協働に関する事
- (6) その他、対象学校の校長が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会) 又は (委員会)

第8条 協議会は、協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会又は委員会を置

くことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附 則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立磯城野高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立磯城野高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

生徒に実践的かつ主体的・対話的な学びの場を提供するため、保護者や地域住民等が奈良県立磯城野高等学校の運営に参画することを通じて、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進める。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 2名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 1名
- ・関係行政機関の職員 1名

以上 7名

奈良県立磯城野高等学校 学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則、奈良県立学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立磯城野高等学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、生徒に実践的かつ主体的・対話的な学びの場を提供するため、保護者や地域住民等が奈良県立磯城野高等学校（以下「学校」という。）の運営に参画することを通じて、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進めることを目的として設置する。

（基本的な方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について承認を行うものとする。

- (1) 学校の教育課程の編成に関する事。
- (2) 学校の経営計画に関する事。
- (3) 学校の組織編成に関する事。
- (4) 学校の予算執行に関する事。
- (5) その他、校長が必要と認める事項。

第4条 協議会は、本校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

第5条 奈良県立磯城野高等学校長（以下「校長」という。）は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見の反映)

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、本校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、本校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附則 この会則は令和4年7月1日から施行する。

奈良県立王寺工業高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立王寺工業高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

生徒が「グローバル人材」として成長し、地域社会の発展に貢献するため、保護者や地域住民等が奈良県立王寺工業高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力を行うことを通じて、キャリア教育をより一層進める。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 2名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 2名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 1名
- ・関係行政機関の職員 2名

以上 9名

奈良県立王寺工業高等学校 学校運営協議会会則 (案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立王寺工業高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、生徒が「グローバル人材」として成長し、地域社会の発展に貢献するため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立王寺工業高等学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をするを通じて、キャリア教育をより一層進めることを目的として設置する。

(基本的な方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編制に関する事
- (4) 予算執行に関する事
- (5) その他、対象学校の校長が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会) 又は (委員会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会または委員会を設置する。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附 則★

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立奈良南高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立奈良南高等学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が奈良県立奈良南高等学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をする事を通じて、教職員とともに地域と共にある学校づくりや「知育・徳育・体育」の充実により、「社会に貢献する自立した人材」を育成するため。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 4名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 2名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 2名

以上 10名

奈良県立奈良南高等学校 学校運営協議会会則 (案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校運営協議会取扱要領第12条の規定に基づき、奈良県立奈良南高等学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、生徒によりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立奈良南高等学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、教職員とともに地域と共にある学校づくりや「知育・徳育・体育」の充実により「社会に貢献する自立した人材」を育成することを目的として設置する。

(基本的な方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編成に関する事
- (4) 予算執行に関する事
- (5) その他、対象学校の校長が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の相互によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会を設置することができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等についてその評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように務めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附 則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立ろう学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立ろう学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

幼児児童生徒によりよい教育を提供するとともに、聴覚に支援を必要とする人々へのセンター的機能としての役割を果たすため、保護者や地域住民等が奈良県立ろう学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をするを通じて、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進める。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 3名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 1名
- ・対象学校の校長 1名
- ・対象学校の教職員 2名
- ・学識経験者 2名

以上 10名

奈良県立ろう学校 学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、奈良県立学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立ろう学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、幼児児童生徒によりよい教育を提供するとともに、聴覚に支援を必要とする人々へのセンター的機能としての役割を果たすため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立ろう学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進めることを目的として設置する。

（基本方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について承認を行うものとする。

- （1）教育課程の編成に関する事
- （2）学校経営計画に関する事
- （3）組織編成に関する事
- （4）予算執行に関する事
- （5）聴覚障害教育を必要とする人々へのセンター的な役割に関する事
- （6）学校と地域住民等との連携や協働に関する事
- （7）その他、対象学校の校長が必要と認める事項

（意見の申し出）

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

(組織)

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならないものとする。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、1年以内(その年度の3月31日までとする)とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)又は(委員会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会を設置することができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めたときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる

(児童生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に児童生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び該当運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立明日香養護学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立明日香養護学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が奈良県立明日香養護学校の運営に参画することを通じて、保護者や地域、関係機関等との連携を強化し、児童生徒の自立と社会参加を目指して自分らしく生きていく力を育成し、地域と共にある学校づくりを進めるため。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 3名
- ・対象学校の校長 1名
- ・対象学校の教職員 1名
- ・学識経験者 2名
- ・関係行政機関の職員 1名

以上 10名

奈良県立明日香養護学校 学校運営協議会会則 (案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立明日香養護学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、児童生徒によりよい教育や環境を提供するため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立明日香養護学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画することを通じて、保護者や地域、関係機関等との連携を強化し、自立と社会参加を目指して自分らしく生きていく力を育成し、地域と共にある学校づくりを進めることを目的として設置する。

(基本的な方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編制に関する事
- (4) 予算執行に関する事
- (5) その他、対象学校の校長が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以上で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会を設置する。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(児童生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に児童生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附 則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立西和養護学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立西和養護学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

児童生徒が地域社会と積極的に関わり、望ましい人間関係や社会性を養い、自ら意欲的に生きる力を育むため、保護者や地域住民等が奈良県立西和養護学校の運営に参画し、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進める。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 4名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 3名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 1名

以上 10名

奈良県立西和養護学校 学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立西和養護学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、児童生徒が地域社会と積極的に関わり、望ましい人間関係や社会性を養い、自ら意欲的に生きる力を育むため、保護者や地域住民等が奈良県立西和養護学校の運営に参画し、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進めることを目的として設置する。

（基本的な方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- （1）教育課程の編成に関する事
- （2）学校経営計画に関する事
- （3）組織編成に関する事
- （4）予算執行に関する事
- （5）学校と地域の協働に関する事
- （6）その他、対象学校の校長が必要と認める事項

（意見の申し出）

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べる事ができる。

（組織）

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- （1）保護者
- （2）地域住民
- （3）学校の運営に資する活動を行う者
- （4）対象学校の校長
- （5）対象学校の教職員
- （6）学識経験者
- （7）関係行政機関の職員
- （8）その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は一年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、以下の部会を設置する。

(1) 防災・危機管理部会(福祉避難所を始めとする防災について議論する。)

(2) 地域との協働部会(児童生徒の地域での活動の場の構築について議論する。)

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(児童生徒の意見の反映)

第11条 協議会は定期的に児童生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附 則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

奈良県立大淀養護学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立大淀養護学校

2 設置日

令和4年7月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が奈良県立大淀養護学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、「豊かな社会参加と自立」をテーマに地域と共にある学校づくりを進めるため。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 5名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 1名
- ・関係行政機関の職員 1名

以上 10名

大淀養護学校 学校運営協議会会則(案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立大淀養護学校学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本協議会は、児童生徒により良い教育や環境を提供するため、保護者や地域住民等が奈良県立大淀養護学校(以下「学校」という。)の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をすることを通じて、「豊かな社会参加と自立」をテーマに地域と共にある学校づくりを進めることを目的として設置する。

(基本的な方針の承認)

第3条 奈良県立大淀養護学校長(以下「校長」という。)は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1)教育課程の編成に関する事
- (2)学校経営計画に関する事
- (3)組織編成に関する事
- (4)学校の予算執行に関する事
- (5)その他、校長が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、本校の運営に関する事項について、奈良県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、意見を述べることができる。

(組織)

第5条 校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1)保護者
- (2)地域住民
- (3)学校の運営に資する活動を行う者
- (4)対象学校の校長
- (5)対象学校の教職員
- (6)学識経験者
- (7)関係行政機関の職員
- (8)その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会を設置する。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 校長は必要があると認める時は、協議会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(児童生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に児童生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営等に関する評価)

第13条 協議会は、毎年度1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、本校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会に必要な事項については、その都度協議する。

附則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。



(別紙)

学校運営協議会の設置について

- 県立奈良商工高等学校
- 県立国際高等学校
- 県立奈良高等学校
- 県立橿原高等学校
- 県立畝傍高等学校
- 県立商業高等学校
- 県立桜井高等学校
- 県立御所実業高等学校
- 県立青翔中学校高等学校
- 県立生駒高等学校
- 県立奈良北高等学校
- 県立香芝高等学校
- 県立宇陀高等学校
- 県立磯城野高等学校
- 県立王寺工業高等学校
- 県立奈良南高等学校
- 県立ろう学校
- 県立明日香養護学校
- 県立西和養護学校
- 県立大淀養護学校

以上